

# 須坂商工会議所 表彰規定

第1条 この規定は役員、議員、支部長、部会長、会員事業所従業員（以下、従業員という。）及び職員の優秀な業績を顕彰することを目的とする。

第2条 本商工会議所の役員、議員であって特に功績があった者又は就任期間10年以上の者に対し表彰する。

第3条 本商工会議所の支部長、部会長であって特に功績があった者又は就任5年以上のものに対し表彰する。

第4条 第2条、第3条の表彰の方法としては、表彰状を贈呈し、特に功績顕著な者に対しては表彰状の他、記念品を贈呈する。

第5条 本商工会議所の職員であって特に功績があった者又は勤続10年以上の者に対して5年毎に表彰する。

**第6条 従業員であって特に功績があった者又は同一場所において勤続10年以上の者に対しては、その事業所の代表者の申告により10年毎に表彰する。**

第7条 第2条から第6条までの就任期間又は勤続年数の基準日は4月1日とする。

2 第6条の事業所の代表者の申告は、別に定めによる申告書に基づき会頭に申告するものとする。

**第8条 第5条、第6条による表彰の方法としては、表彰状を授与し、特に功績顕著な者に対しては記念品を贈呈する。**

第9条 表彰は、常議員会の決議により行うものとする。

第10条 前第6条の規定により申告があっても過年度会費に未納のある会員よりの申告については表彰を行わないことができる。

## 附 則

- 一 この規定は、昭和33年1月1日より実施する。
- 一 この規定の一部変更は、昭和38年1月1日より実施する。
- 一 第1条から第7条の改正は、昭和63年10月18日から施行する。
- 一 第7条の改正は、平成5年4月1日から施行する。